

令和8年度 第1回生駒市障がい者地域自立支援協議会 会議録

時間:令和8年6月30日(火)

午後1時30分から

場所:生駒市コミュニティセンター

401会議室

1. 開会

2. あいさつ

事務局:(あいさつ)

(会議の公開について説明、傍聴者の確認)

(会議の録音の許可のお願い)

(手話通訳者・要約筆記者の入室許可のお願い)

(発言の際の注意事項について説明)

(委員紹介、事務局出席者紹介)

(資料の確認)

(福祉部長あいさつ)

事務局： それでは、案件に入ります前に、本協議会開催要綱第6条の規定に基づき、委員の皆さまの互選により、会長及び副会長を定めることとなっております。

(委員からの推薦により会長に神澤委員、副会長に岡島委員に決定)

3. 案件

(議事の進行は神澤会長)

(1) 生駒市の障がい福祉の動向について、令和7年度生活支援センター概況報告について、令和7年度の各部会活動報告について

事務局:(資料2～7について説明)

資料説明終了後、質疑応答。

浅井委員： 主任相談支援専門員らが集まって会議を始めていると伺っている。目的などについてお聞かせ願いたい。

事務局： 主任相談支援専門員連絡会は今年度から始めているところ。主任相談支援専門員とは相談支援専門員が一定の経験を経て研修受講により取得する資格。

生駒市でも相談支援体制を強化していきたいと考えている。

まずは、計画相談を実施している相談支援事業所の相談員がどんなことに課題を感じているのかヒアリングしているところ。マンパワーが足りない中でも相談業務を充実させるため、相談員が孤立しないようなネットワークづくりとして、形にできるものを目指していきたい。

上半期でヒアリングを実施し、課題を整理し、必要な機能の優先順位などの体制検討をしていきたい。

神澤委員長： ニーズが多いことは報告にもあった。まとめはどこでやるのか。

事務局： 各センターの主任相談支援員と市で協議して、どのように相談支援体制を構築するかを検討する。

神澤委員長： サービスを超えたネットワークが求められると思う。

楠本委員： メンタルの問題も報告の中で多数あった。発達障害に伴う不登校の中には精神障害も考えられるとあり、全体の中でもメンタルヘルスの事を多く取り上げていると感じた。

生駒市ではかさねるいこまがあるが、精神障害にも対応した、地域の包括支援を検討していただきたいと考えている。

事務局： 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムについては、まずは関係部門による庁内の会議体の設置を今年度中にできればと考える。かさねるいこまとのすみわけなどの兼ね合いもあると思うが検討していきたい。

神澤委員長： 精神障害に対するサービスはこれまで手薄だった。メンタルヘルスに力を入れようという流れができています。

萩原委員： 基幹相談支援センターについて教えてほしい

事務局： 基幹相談支援センターは国が全国での設置を目指すもの。努力義務ではあるものの、相談機能の中核として地域の体制づくりや支援者支援などを担うものと位置づけられている。

基幹相談支援センターは現在生駒市にはない。

基幹相談支援センター自体は、主任相談支援員の活動と共に、必要な機能を整理し、マンパワーとの兼ね合いも検討しながら、機関の設置、あるいはその機能を補う制度の構築に取り組む方向で進めている。

川端委員： いこマイタイムランを初めて耳にした。今回の土砂災害では活用したのか。これは事業所向けで個人向けではない？

事務局： 国がマイタイムラインというものを示している。これは障がいの有無にかかわらず、災害が起こる前に、備えとして災害時にどんな行動をとるかを準備するツール。くらし部会の活動の中で障がいのある人にとっても使いやすい形にできないかとアレンジしたのがいこマイタイムライン。事業所単位ではなく、個人個人で考えるもの。

(2) 第7期生駒市障がい者福祉計画の評価について

事務局：(資料8について説明)

説明終了後、質疑応答。

吉川委員： 昨今全国的に福祉法人による給付金の不正受給が問題となっている。これに対し、事業所の広がりを抑制する動きもあるようだが、必要な人が必要なときに利用できないことは避けなければならない。行政による適切な運営指導が重要になると感じている。その点生駒市ではどうか。

事務局： 本市では不正請求に対しては返還の請求や督促を行い、事業所への監査指導については、奈良県が事業所指定権者になるため県から指導を行うこととなるが、市として指導ができない中でも、可能な限り県の実地指導に同席し、確認している。昨今は全国的にも営利企業の参入が多い中で、サービスの質の担保が難しくなっているところだが、実地指導や監査指導で対応をしていく事になると考える。

当然必要な方にはきちんと必要な支援サービスを提供することが必要であるため適切に進めてまいりたいと思う。

浅井委員： いこま福祉会で現在、障がいの重い人のグループホームの立ち上げを検討している。建築費も高騰している状況で、入居者利用料への転嫁も避けられない。こうした中で、市独自のグループホームの家賃補助などは検討できないか。神戸市など他自治体では事例もある。物価高騰のなかで、グループホームの設置も難しくなっている。

事務局： 事業所は苦勞されていると認識しているが、市の予算にも関わるものなので、即答はしかねる。冒頭で報告した通り、市も扶助費が毎年数億円単位で増加しているところ。そんな扶助費ですら予算確保が困難で、予算要求時には削減されている現状。そういった中でどこまで事業所を支援できるかはわからない。事業所のお困りごととしては受け止めて検討させていただきます。

浅井委員： 金額の大きな話なので難しさはあると思うが、試算のうえ検討してもらいたい。支援の必要性の高い人に限定するなど、対象を区切ることも手かと思う。部分的にでも家賃補助があれば助かる。

(3) 令和7年度生駒市福祉センター指定管理事業の評価について

事務局：(資料9について説明)

説明後、質疑応答。

辻村委員： 相談支援の内容が複雑化・多様化しているようだがそれは権利擁護支援にも

いえるものなのか。また、権利擁護支援については、市としては今後どう取り組もうとしているのか。

事務局： まず、相談支援との兼ね合いについては、相談内容の複雑化・多様化している中で、ケース内容に応じ、権利擁護支援センターも含め、関係機関と連携して取り組んでいる。

権利擁護支援センターでは高齢者からの相談件数が多いと伺っている。現在、権利擁護支援センターを中核機関と位置付け、判断能力が不十分な方を地域で支えるため、資料9の8ページに記載している団体からなる、地域連携ネットワークを構築し、地域全体で権利擁護の仕組みを推進していきたいと考えている。

神澤委員長： 権利擁護という言葉はまだ浸透していないと感じる。啓発というところは大切だと思うので、ぜひ続けてもらいたい。

(4) 令和8年度生駒市の障がい者福祉の取り組みについて

事務局：(資料10について説明)

説明後、質疑応答。

辻村委員： 障がい分野におけるシステム標準化の件はどのように進められるのか。

事務局： 医療分野から先行し、医療公費について今年度から実施している。手帳に関するところでは、関連機関のシステム統一ができておらず、まだ準備段階にある。

4. その他

事務局：第8期生駒市障がい者福祉計画の策定について(資料11について説明)

辻村委員： 第7期計画の事業評価シートをみると、放課後等デイサービスは計画値を上回る実績を上げている。事業所が増えているのか、利用ハードルが下がって利用率が上がっているのかなど何らかの社会の動きがあると推測できる。次期計画策定時にはそういった最新の傾向を反映してもらいたい。

事務局： 次期計画策定時には、直近の実績に基づいて算出する。市としては必要な方に必要なサービスを支給決定するという点には変わりはない。国の動向も見ながら進めてまいりたい。

神澤委員長： その他会議全体に対する意見があればお願いしたい。

浅井委員： 就労系の事業所はあるが、生活介護を利用する人の活動場所が無くなってしまうのではとの意見があり、障がいの重い方の受け皿が必要になってくると感じているので、部会での検討内容を反映していきながら考えていければと考えてい

る。

神澤委員長： こういう場を活かして、行政と事業者が協力して、生駒市が安心して暮らせる地域にしていきたい。様々な人が生駒市には暮らしている。大切なのは、たくさんの立場の皆さまからそれぞれの立場で様々な議論を行っていただくこと。引き続き様々なご意見をいただければありがたい。

5. 閉会

(閉会)

事務局： 委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、貴重なご意見をいただきまして、感謝申し上げます。今年度については、障がい者福祉計画の策定年度であるため、今回を含めて全４回の開催予定になります。
それでは、以上をもちまして、令和８年度生駒市障がい者地域自立支援協議会を閉会させていただきます。長時間にわたり、どうもありがとうございました。

以上